

平成30年度

包括外部監査の結果報告書

子育て応援事業に関する財務事務の執行について

(概要版)

平成31年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 西原浩文

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	1
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	包括外部監査人及び補助者	3
9	利害関係	3
第2	監査対象の概要	4
第3	監査の結果要約	9
1	要約	9
2	指摘又は意見一覧	10
第4	監査の結果	14
1	子ども部 次世代育成課	14
2	子ども部 子ども家庭課	15
3	子ども部 保育課	17
4	福祉部 地域包括ケア企画課	20
5	福祉部 生活福祉課	21
6	福祉部 障がい福祉課	22
7	保健部 地域保健課	23
8	都市整備部 公園緑地整備課及び公園緑地管理課	23
9	都市整備部 公園緑地管理課	24
10	教育委員会 学校教育部 学校教育課及び青少年相談センター	24
11	子ども総合計画	27
12	システム管理	28

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子育て応援事業に関する財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

総務省統計局が公表した平成29年10月1日現在における15歳未満人口の推計値は、前年に比べ17万人少ない1,562万人で、昭和57年から37年連続の減少となり過去最低となっている。また、総人口に占める15歳未満人口の割合は12.3%（前年比0.1ポイント低下）で、こちらも過去最低となっている。一方、65歳以上の割合は27.7%で過去最高となり、少子高齢化が進行していることがうかがわれる。

住民や社会は、将来を担う貴重な子どもが健やかに成長することを支え、育てる責務がある。市では、平成19年に、「日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的」とした豊田市子ども条例を制定している。これにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めるとともに、同条例に基づき、社会情勢の変化やニーズを踏まえて平成27年3月に「第2次豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」という。）」を策定している。

また、「第8次豊田市総合計画」の前期実践計画の基本施策Iでは、「子ども・子育て」について、「安心して子育てができるまちの実現」をテーマとして掲げ、（1）安心して子どもを生み育てられる環境の充実、（2）必要な幼児教育・保育を受けられる環境の整備を施策として掲げている。

以上を踏まえ、子育て応援事業に関する事務の執行について監査する意義があると判断し、特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象部署

子育て応援事業に関する事務の執行を担当する部署

- ・子ども部（次世代育成課、子ども家庭課及び保育課）
- ・福祉部（地域包括ケア企画課、生活福祉課及び障がい福祉課）
- ・保健部（地域保健課）
- ・都市整備部（公園緑地整備課及び公園緑地管理課）
- ・教育委員会学校教育部（学校教育課及び青少年相談センター）

5 外部監査の対象期間

平成29年度（自：平成29年4月1日 至：平成30年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成28年度以前に遡り、また、一部平成30年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成30年6月28日 至：平成31年1月31日

7 外部監査の方法

(1) 監査要点

子育て応援事業に関する財務事務の執行について、ア 合規性、イ 経済性、効率性、有効性、ウ 計画の進行管理と評価の状況の3つの視点に着目する。

ア 合規性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性、有効性

効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

ウ 計画の進行管理と評価の状況

子ども総合計画の進行管理と評価の状況について担当者に質問し、関係書類の閲覧を行う。

(2) 主な監査手続

ア 子育て応援事業等に関する管理状況等について、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリングを実施する。

イ 子育て応援事業等に関する条例・規則・規程・調達における稟議・契約書・検収書類等の資料・文書・証憑^{ひょう}書類の検討を実施する。

ウ 子育て応援事業に関する施設の視察を実施する。

なお、サンプルチェックに関しては、事業ごとに、該当する資料全体を確認した上で、その中から無作為にサンプリング抽出を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

西原 浩文	(公認会計士)
香田 浩一	(公認会計士)
鈴木 徹也	(公認会計士)
倉田 敦史	(公認会計士)
中村 貢	(公認会計士)
小川 由美子	(公認会計士)
岩田 香織	(公認会計士)
宮崎 翼	(公認会計士)
西川 幸子	(公認情報システム監査人)

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 監査対象の概要

本報告書で対象とした事業等は、図表2-1-1のとおりである。

図表2-1-1 対象とした事業等一覧

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 次世代育成課	1	放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実
	2	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減
	3	子どもの権利学習プログラムの実施
	4	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施
	5	放課後児童クラブの委託化の推進
	6	放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用
	7	子どもシンポジウムの開催
	8	青少年健全育成推進協議会活動への支援
	9	子ども会活動への支援
	10	ジュニアクラブ活動への支援
	11	青少年育成団体の活動支援
	12	青少年ボランティア事業の実施
	13	「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施
	14	青少年活動表彰制度（ひまわり褒賞）
	15	中学生の主張発表大会
	16	青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成
	17	総合野外センターにおける青少年の育成支援者の養成
	18	ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組
	19	総合野外センターの運営
	20	青少年センターの運営
	21	とよた出会いの場プロジェクト
	22	高校生・大学生の社会参加活動促進事業
	23	更生保護活動の支援
	24	若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置・運営
	25	家庭教育講座の開催支援
	26	親育ち交流カフェの開催
	27	家庭教育手帳「親ノート」の活用
	28	地域における放課後の子どもの居場所づくり
	29	地域団体による放課後児童クラブの運営

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 子ども家庭課	1	妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）
	2	マタニティマーク「まーむ」の利用啓発
	3	妊婦健康診査事業の実施
	4	母乳育児の推進
	5	母性健康管理指導事項連絡カードの普及
	6	虫歯予防の推進
	7	養育支援訪問事業
	8	小児肥満等の生活習慣病予防の推進
	9	乳幼児健康診査の実施体制の充実
	10	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議
	11	乳幼児期の食育の推進
	12	個別相談事業・健康診査事後支援教室の実施
	13	母子家庭等自立支援給付金の支給
	14	母子家庭等就業支援事業の実施
	15	ひとり親家庭等日常生活支援事業
	16	ひとり親相談（母子・父子自立支援事業）の推進
	17	子育て短期支援事業
	18	子育てに関する情報提供
	19	医療費支給関係事業に関する相談の実施
	20	家庭児童相談室事業の推進
	21	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施
	22	不妊・不育症に関する相談体制の整備
	23	ふれあい子育て教室の開催
	24	24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置
	25	不妊治療費の助成
	26	児童手当の支給
	27	市遺児手当及び児童扶養手当の支給
	28	自立支援（育成）医療費の助成
	29	小児慢性特定疾病医療費助成
	30	母子父子寡婦福祉資金の貸付
	31	事故予防教育の実施
	32	乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進
	33	児童虐待防止の広報・啓発

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 子ども家庭課	34	児童虐待防止教育
	35	要保護児童・DV対策協議会の運営
	36	「ママの子育てを支援する会」の開催
	37	居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化
	38	思春期教室1「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の推進
	39	思春期教室2「自分の心と体を知る」の推進
	40	ノーバディーズパーフェクト講座
	41	「ティーンズママの会」の実施
	42	乳児期の教室の開催
	43	母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成
	44	双子の集いの開催
	45	主任児童委員の活動支援
	子ども部 保育課	1
2		障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実
3		障がい児保育の推進
4		幼稚園就園奨励費補助事業の実施
5		保育料の軽減
6		多子世帯の保育料の軽減
7		こども園の給食費の軽減
8		こども園での定員拡大
9		幼保連携型認定こども園の設置の推進
10		豊田市認証保育所制度
11		保育ママ事業
12		潜在保育士の再就労支援
13		地域型保育事業
14		一時保育（一時預かり事業）の実施
15		延長保育（時間外保育事業）の充実
16		休日保育の実施
17		病児・病後児保育事業
18		利用者支援事業
19		3歳児の幼児教育の受け皿の拡大
20	こども園の入園要件の緩和	
21	公立こども園の園舎の整備	
22	公立こども園の駐車場整備	

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 保育課	23	私立園に対する施設整備費補助
	24	「豊田市保育課程・指導計画」の改定
	25	こども園における園評価の推進
	26	こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進
	27	設備・運営基準の向上
	28	小学校との合築施設における連携教育の推進
	29	保育士の就労環境の向上
	30	家庭教育講座の開催
	31	こども園での親の保育参加事業の推進
	32	子育てサロンの推進
	33	とよた子どもフェスティバルの開催
	34	地域子育て支援拠点事業の推進
	35	ファミリー・サポート・センター事業の推進
	36	こども園における地域活動事業の実施
福祉部 地域包括ケア 企画課	1	かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供
	2	小児救急医療支援事業の実施
福祉部 生活福祉課	1	就学支援事業
福祉部 障がい福祉課	1	外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施
	2	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業
	3	放課後等デイサービス事業
	4	障がい児等療育支援事業
	5	児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのはな）運営事業の実施
保健部 地域保健課	1	養育支援訪問事業
	2	乳幼児期の食育の推進
	3	親子体力づくり事業の実施
	4	育児健康相談の実施
都市整備部 公園緑地整備 課及び公園緑 地管理課	1	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備
	2	街区・近隣公園等の整備

所管課	番号	対象とした事業等一覧
都市整備部 公園緑地管理 課	1	プレーパークの開催
教育委員会 学校教育部 学校教育課及 び青少年相談 センター	1	障がい児（小・中学生）研修の充実
	2	特別支援教育連携協議会の開催
	3	特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）
	4	市立豊田特別支援学校における教育の実施
	5	特別支援学級の学校間交流の推進
	6	親と子の電話相談「はあとラインとよた」
	7	青少年相談センターの相談・支援機能の充実
	8	いじめ防止体制の整備
	9	人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実
	10	登校できない小中学生のための適応指導
	11	問題行動実態調査（スクールヒアリング）
	12	青少年補導体制の充実
	13	青少年相談センターにおける青少年の自立支援
	14	通学路整備事業

また、本報告書で対象とした情報システムは、図表2-1-2のとおりである。
対象とした事業等で用いる情報システムで、事業の所管課が管理・運用しているシステムを対象とした。

図表2-1-2 対象とした情報システム

情報システム名称	情報システムの所管課	情報システムを利用する業務
児童家庭相談 システム	子ども部子ども家庭課	児童家庭相談業務
		婦人相談業務
		ひとり親相談業務
母子父子寡婦 貸付金システム	子ども部子ども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務

第3 監査の結果要約

1 要約

主な指摘又は意見は、(1) 事務の効率化、(2) 書類作成の不備及び内容のチェック体制の強化、(3) 子どもの安全、(4) 対応方針の策定、(5) 子ども総合計画の推進体制、(6) システム管理及び(7) その他に分類される。

(1) 事務の効率化

- ア 放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】(14 ページ)
- イ 「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】(17 ページ)

(2) 書類作成の不備及び内容のチェック体制の強化

- ア 高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】(15 ページ)
- イ 自立支援(育成)医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】(16 ページ)
- ウ 母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】(17 ページ)
- エ 公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】(19 ページ)
- オ 保育料の算定誤りの防止【指摘】(19 ページ)
- カ 査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】(21 ページ)
- キ 委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】(22 ページ)
- ク 総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】(23 ページ)
- ケ 学校間交流タクシーに係る請求内容に関する証憑の確認不足【指摘】(25 ページ)

(3) 子どもの安全

- ア 放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】(14 ページ)
- イ 非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】(18 ページ)

(4) 対応方針の策定

- ア 学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】(25 ページ)
- イ 学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】(25 ページ)

(5) 子ども総合計画の推進体制

- ア 実施事業の事後検証【意見】(15 ページ)
- イ 子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指

【指摘】(27 ページ)

ウ 計画数値の中間見直しの必要性【指摘】(27 ページ)

(6) システム管理

ア 児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】(28 ページ)

イ 母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】(28 ページ)

ウ 「個別実施手順」の策定【指摘】(29 ページ)

(7) その他

ア 放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】(14 ページ)

イ 就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】(16 ページ)

ウ 在宅重度心身障がい児(者)一時保護事業の委託事業者に対して支払う委託料(契約単価)の妥当性【意見】(22 ページ)

エ 在宅重度心身障がい児(者)一時保護事業の委託事業者に対して支払う委託料(勤務時間数)の妥当性【意見】(22 ページ)

2 指摘又は意見一覧

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
子ども部 次世代育成 課	放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実	放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】	P. 14
	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施	放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】	P. 14
		放課後児童クラブ「事故報告書」の指定様式による提出の徹底【指摘】	P. 14
		放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】	P. 14
	子どもシンポジウムの開催	実施事業の事後検証【意見】	P. 15
	「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施		
	中学生の主張発表大会		

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
子ども部 子ども家庭課	母子家庭等自立支援給付金の支給	高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】	P. 15
		支出決定決議書の決裁方法の方針の決定【意見】	P. 15
	母子家庭等就業支援事業の実施	就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】	P. 16
	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	母子保健推進員への若手及び外国語が堪能な方の取り込み【意見】	P. 16
	自立支援（育成）医療費の助成	自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】	P. 16
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】	P. 17
子ども部 保育課	こども園の給食費の軽減	「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】	P. 17
		「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び元資料の確認【意見】	P. 17
	保育ママ事業	「保育ママ 申込受付記録②」の活用方法【意見】	P. 18
	病児・病後児保育事業	病児保育利用時の予約方法の見直し【意見】	P. 18
	私立園に対する施設整備費補助	「補助事業検査調書」検査の内容記載の充実【意見】	P. 18
	こども園視察	非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】	P. 18
		避難訓練時の避難所への経路の確認【指摘】	P. 19
	その他の施策に関する監査の結果	公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】	P. 19
保育料の算定誤りの防止【指摘】		P. 19	
福祉部 地域包括ケア企画課	かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供	効果測定のための指標に係る目標設定【意見】	P. 20
	小児救急医療支援事業の実施	小児救急医療支援病院運営費実績額明細書の実績の詳細な確認【意見】	P. 20

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
福祉部 生活福祉課	就学支援事業	査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】	P. 21
		高校中退防止施策に対する評価指標の設定【意見】	P. 21
福祉部 障がい福祉課	在宅重度心身障がい児(者)一時保護事業	委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】	P. 22
		業者選定理由の根拠となる情報の入手【意見】	P. 22
		委託事業者に対して支払う委託料(契約単価)の妥当性【意見】	P. 22
		委託事業者に対して支払う委託料(勤務時間数)の妥当性【意見】	P. 22
都市整備部 公園緑地整備課及び公園緑地管理課	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備	公園施設設備点検における取りまとめ資料の見直し【意見】	P. 23
		総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】	P. 23
		総合判定結果がCとなった公園施設のうち補修等を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】	P. 23
教育委員会 学校教育課 学校教育課及び青少年相談センター	特別支援教育連携協議会の開催	効果測定のための指標に係る目標設定【意見】	P. 24
	特別支援教育の充実(市独自の学級運営補助指導員の配置)	「子ども総合計画掲載事項実施状況」における進捗状況記載【意見】	P. 24
	特別支援学級の学校間交流の推進	学校間交流タクシーの利用希望校に対する交付金額決定方法に係る要綱の未作成【指摘】	P. 24
		学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】	P. 25
		学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】	P. 25
		学校間交流タクシーに係る請求内容に関	P. 25

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
		する証憑の確認不足【指摘】	
		「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度予定欄の不適切な記載【指摘】	P. 26
	親と子の電話相談 「はあとラインとよた」	利用されていない実施要領の廃止【意見】	P. 26
		利用状況の広報【意見】	P. 26
子ども 総合計画	計画の推進体制	子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指摘】	P. 27
		計画数値の中間見直しの必要性【指摘】	P. 27
		事業の実施状況に記載する指標【指摘】	P. 27
システム 管理	パスワードの管理	パスワードの定期的な変更の実施【指摘】	P. 28
	アクセス記録の取得や 保管と定期的な確認	児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】	P. 28
		母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】	P. 28
	「個別実施手順」の策定	「個別実施手順」の策定【指摘】	P. 29

第4 監査の結果

1 子ども部 次世代育成課

(1) 放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実

ア 放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】

支援を必要とする児童に対しては、専門家に巡回指導の委託を行っており、巡回指導の対象とする児童の抽出方法や、障がい児支援のための加配（職員の増員）要否の決定方法については委託先である専門家の判断に任せている。次世代育成課は、結果の報告は受けているものの、巡回指導の対象とする児童の抽出方法や加配要否の決定基準については、把握していなかった。

巡回指導の対象とする児童の抽出基準や、加配要否の決定基準は、放課後児童クラブの事業に関する重要な事項であるため、所管する次世代育成課は、委託先と情報共有し、内容を把握することが望ましい。

なお、平成30年度からは、放課後児童クラブへの加配要否の決定について、次世代育成課が直接関与し、放課後児童クラブの委託先に対する評価方法についても、整備していく予定と聞いている。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施

ア 放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】

次世代育成課では、毎月、市内66の放課後児童クラブから紙で提出された「参加児童数等記録票」について、日ごとの参加児童数に対する支援員等の配置状況を確認している。確認作業の効率性の観点から、例えば支援員等配置基準を盛り込んだ様式とする等、「参加児童数等記録票」の様式の見直しが望まれる。

また、将来的には、費用対効果を勘案し、手書様式での報告ではなく、ICT等を利用した参加児童数の報告方法の検討が望まれる。

イ 放課後児童クラブ「事故報告書」の指定様式による提出の徹底【指摘】

平成29年度に提出された「事故報告書」を閲覧したところ、任意様式のものや、代表支援員の押印欄に押印のないものが散見された。

「事故報告書」について、「運營業務委託仕様書」に基づき、指定様式での提出及び代表支援員の押印を徹底すべきである。

なお、提出された「事故報告書」について、欄外に学校への報告の有無等、様々なコメントが記載されていた。「事故報告書」で報告が必要な項目を整理し、様式を見直すことが望まれる。

ウ 放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】

平成29年度に提出された「事故報告書」を閲覧したところ、第一報が最大1週

間程度遅れた旨の記載があるものが数件見受けられた。次世代育成課担当者に確認したところ、けが・事故等の発生時の対応については、支援員の研修にて周知し、放課後児童クラブには、「けが・事故等発生時の連絡マニュアル（掲示用）」を掲示しているものの、研修に出席していない支援員及び補助員がけが・事故等への対応を行う場合に、小学校教頭及び次世代育成課への第一報が遅れる場合があるとのことであった。

研修に出席していない支援員及び補助員への危機管理マニュアル等、業務に必要な情報の周知方法について、各放課後児童クラブに確認し、支援員及び補助員全員に対し、必要情報の周知徹底を図るべきである。

(3) 子どもシンポジウムの開催、「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施、中学生の主張発表大会

ア 実施事業の事後検証【意見】

平成29年度の活動実績の確認のため、実績報告を閲覧し、事業目的に沿った活動を実施していることは確認できた。しかし、この実績報告は、参加者が作成した成果品であり、PDCAサイクルでいうと、PLANに対して、DOを行った結果を記載したものである。費用をかけて実施している事業であるため、実績報告に留まらず、企画・運営に関与した職員により、当該事業の成果や改善点がまとめられた庁内の報告書を作成することが望まれる。加えて、その結果を受け、翌期の事業企画・運営に向け、当該事業の在り方・継続要否の検証を行うことが望まれる。これにより、DOに対してのCHECKとACTIONを行い、PDCAサイクルを回すことで、より良い事業へとつながると考えられる。

2 子ども部 子ども家庭課

(1) 母子家庭等自立支援給付金の支給

ア 高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】

平成29年度に提出された高等職業訓練促進給付金の「豊田市母子家庭等自立支援給付金相談調書（様式第1号）及びひとり親家庭記録票」を閲覧したところ、1か月の収支の合計が合っていないものが散見された。

高等職業訓練促進給付金の「豊田市母子家庭等自立支援給付金相談調書（様式第1号）及びひとり親家庭記録票」の1か月の収支状況について、様式に基づいて適切に作成の指導をする必要がある。

イ 支出決定決議書の決裁方法の方針の決定【意見】

平成29年度の母子家庭等自立支援給付金に関する支出決定決議書を閲覧したところ、電子決裁のものと書面決裁のものが混在していた。

電子決裁と書面決裁のどちらを利用するかについて、市全体のルールはないが、事務の効率性の観点から、どちらの決裁方法を利用するか、課としての方針を決定することが望まれる。

(2) 母子家庭等就業支援事業の実施

ア 就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】

就業支援講習会事業について、市は事業費の6%を負担しているものの、全参加者に占める豊田市民の割合は1.6%であり、豊田市民の参加者数は少ない状況である。これは、講習会の会場が主に名古屋駅となっていること、及び岡崎市と豊橋市での開催はあるものの、地理的な関係上、豊田市での開催がないことによるものである。

この件について、担当者も課題を認識しており、粘り強い働きかけの結果、比較的豊田市に近い、知立市での開催が実現しており、今後も継続的な働きかけが望まれる。

(3) おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施

ア 母子保健推進員への若手及び外国語が堪能な方の取り込み【意見】

母子保健推進員への若手の取り込みのためには、働きながらでも活動を行えるよう、一人一人の負担を減らして活動する等の工夫を引き続き検討することが望ましい。また、市は、増加する外国人家庭への支援に対応するため、配布物の多言語化等の対応を行っているが、例えば外国籍の方又は当該外国語が堪能な方の母子保健推進員への取り込みにも引き続き努力されることが望ましい。

(4) 自立支援（育成）医療費の助成

ア 自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】

自立支援（育成）医療費の助成は、市民税所得割額による所得区分によって、自己負担額が異なり、23万5千円以上の世帯については、支給対象とならない。

所得区分を確認した際の資料を閲覧したところ、本来、住宅控除額減額前の加算する必要のない住宅控除額を加算したものが発見された。

担当者に確認したところ、事務マニュアルを作成する際に、住宅控除額を加算しないことを理解していたものの、誤って加算する旨の記載を行ってしまい、マニュアルを見て作業をした一部の職員が誤って加算してしまったとのことであった。また、平成29年度に住宅控除額を誤って加算した件数は5件であるが、いずれも、所得区分に変更が生じるものはなかったとのことであった。

事務マニュアルの訂正、及びマニュアル作成時のチェック体制の強化が必要である。

なお、当該事務マニュアルについては、平成30年度に当該指摘に基づき修正済みである。

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ア 母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】

平成29年度に提出された母子福祉貸付申請書に添付されている相談記録カードを閲覧したところ、1か月の収支状況の合計が合っていないものが散見された。

貸付の内容は、子の就学支度資金及び就学資金であり、子が卒業してから返済を開始するものであり、収支の見直しは今後、子が学業を継続するために重要と考えられる。

したがって、母子福祉貸付申請書に添付されている相談記録カードの1か月の収支状況について、様式に基づいて適切に作成を指導する必要がある。

3 子ども部 保育課

(1) こども園の給食費の軽減

ア 「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】

私立園については、公立園で利用されている「給食食数変更依頼書」の利用は徹底されておらず、口頭やメモによる変更を受付けているところもあり、また、同じく公立園で利用されている「給食代金集計システム」も利用されておらず、紙の台帳を作成し、全て手で計算している園もあった。効率化の観点から、保育課は私立園に対し、「給食食数変更依頼書」及び「給食代金集計システム」の利用を提案することが望まれる。

イ 「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び元資料の確認【意見】

保育課では、「給食費報告書」の食数が給食センターに提出された「給食予定人員報告書」と一致していること、及び、給食費の金額が納入額と一致していることを確認しているが、「給食費報告書」に添付されている「給食階層別対象者リスト(注)」の食数については、特に確認していない。

園から提出される「給食階層別対象者リスト」の食数が誤っていると、毎月園から市に納入される給食費が正確に計算されず、誤った金額が納入される可能性がある。

そのため、保育課が行う3年に一度の監査の際には、各園の「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び根拠資料を確認し、正確に作成されていることを確認することが望まれる。

(注) 給食費が免除となる園児名を記載したもの

(2) 保育ママ事業

ア 「保育ママ 申込受付記録②」の活用方法【意見】

平成29年度の「保育ママ 申込受付記録②」を閲覧したところ、AからFまで及び1の7項目の評価点と総合評価の関連性が不明であった。

保育課担当者に確認したところ、AからFまで及び1の7項目の評価点の結果に応じた総合評価をするというルールはなく、また、総合評価点数が一定点数以下の場合には採用しない等のルールもないとのことであった。

「保育ママ 申込受付記録②」について、AからFまで及び1の項目別に評価していることを活用し、総合評価の方法及び総合評価結果に基づく採用の有無についてのルールを設定することが望まれる。

(3) 病児・病後児保育事業

ア 病児保育利用時の予約方法の見直し【意見】

市の予約方法は、書類を前日までに持参する必要があることから、当日キャンセルが少なく、事業者に配慮した方法となっている反面、保護者は気軽に予約することができず、保護者の利便性は後回しとなっている。

将来的には、保護者の利便性についても考慮し、予約方法について見直しの検討が望まれる。

(4) 私立園に対する施設整備費補助

ア 「補助事業検査調書」検査の内容記載の充実【意見】

平成29年度の補助対象事業に関する「補助事業検査調書」を閲覧したところ、検査の内容の確認の欄に、「適」の記載があるのみであり、実際にどのような検査をしたのか、具体的な資料は残されていなかった。

当該調書だけでは、実際にどのような検討を行って「適」と判断したのか不明であり、事後確認や引継が適切に行われぬ可能性がある。

そのため、「補助事業検査調書」検査の内容について、事前に必要な検査の内容を具体的に整理し明示した上で、検査結果についても、具体的に記載することが望まれる。

(5) こども園視察

ア 非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】

市立若宮こども園への現場視察の際に、平成30年度に見直しを行った「非常災害時対応マニュアル」を閲覧したところ、園児の避難所について、避難先との調整が未了となっていた。

保育課に確認したところ、避難所については、地元とのつながりのある各園に任

せているとのことであった。

しかし、同園と同様に、避難先との調整が未了となっている園がほかにも存在する可能性があるため、保育課は、各園の避難所について、避難先との調整が完了していることを確認し、調整が難航している場合は、保育課が間に入ることにより、交渉が進展する可能性もあるため、積極的に関与することが望まれる。

イ 避難訓練時の避難所への経路の確認【指摘】

市立朝日こども園への現場視察の際に、「非常災害時対応マニュアル」を閲覧したところ、園児の避難先との調整は完了しているものの、避難訓練の際に、実際に避難所に行ってみたことはないとのことであった。避難先については、避難訓練の際に実際に避難所への移動を行い、避難所として利用可能であることを確認するべきである。

(6) その他の施策に関する監査の結果

ア 公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】

保育課にて2、3年に1回程度の頻度で公立こども園を訪問し、指導を行っている。園指導訪問の記録について、記録項目が「園の雰囲気・環境」「園長との懇談」「協議会記録」「課題」の大まかなテーマの指定のみであり、指導内容の詳細項目は定められていなかった。

一方で、社会福祉法人により運営されている私立こども園の場合は、総務監査課と保育課が連携し社会福祉施設等指導監査を行っており、保育所運営・管理に関し非常に細かい項目のチェックリストを作成し監査を行っている。

公立こども園についても、園訪問指導の際は確認内容をリスト化し、確認内容や水準の平準化を図ることが望ましい。

なお、平成30年度からは、公立こども園についてもチェック内容をより明確にわかりやすくするために、訪問時に確認する事項や確認対象の書類名を詳細に記載したチェックリストを作成し、これに基づき指導を行っている。

イ 保育料の算定誤りの防止【指摘】

保育課がチェックをしているにもかかわらず、誤りが発見されずに保育料の算定誤りが発生している。このため、保護者から提出された書類の記載誤りを発見できる仕組みを作ることが必要である。

例えば、児童の状況については、保護者から提出された申込みに必要な書類を基に入園希望こども園等において保護者と面接を行い、内容を確認しており、内容の不備の有無や保育料算定に影響する項目については、直接保護者に確認できる機会がある。このため、特に保育料算定に影響する事項については、面接の時点で入念

に記載内容のチェックを行うことや書類に蛍光マーカーで色付けをし、後に保育課担当者がチェックする際に、入念に確認をするように注意を促すなどの防止策を講じることが考えられる。また、過去の保育料の算定誤り事例を収集し、特に留意すべき事項をこども園等の面接担当者や保育課職員に啓発することや、チェックリストを作成し書類の記載内容の事実確認を確実に行うことが考えられる。

4 福祉部 地域包括ケア企画課

(1) かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供

ア 効果測定のための指標に係る目標設定【意見】

当事業の施策による効果を測ることにより、事業の評価及び計画見直しにつなげるため、かかりつけ医を持っている人の割合又はかかりつけ医を持っている世帯の割合等、事業の施策実施による成果に係る指標についても、目標設定を検討することが望まれる。なお、指標の測定方法としては、定期的を実施している市民アンケート「市民意識調査」の回答を活用すること等が考えられる。

(2) 小児救急医療支援事業の実施

ア 小児救急医療支援病院運営費実績額明細書の実績の詳細な確認【意見】

市では、「実績明細書」の内容について当番回数については医師会から入手した資料との確認を行っているものの、常勤職員給与費などの人件費算出根拠について詳細な検討をせずに補助金額の決定を行っていた。

小児救急医療支援病院に追加で資料を依頼したところ、小児救急医療支援病院2病院のうち1病院は、小児救急医療支援を行う予定の医師の平均賃金にて作成していることが分かった。

市の補助金支給額上限額と平均賃金で算定した実経費金額との比較のみでは、小児救急医療支援に従事したのが医師1年目であった場合、市の補助金支給額上限額より実経費金額が下回る可能性がある。この点について、追加確認したところ、仮に全期間に渡り医師1年目が小児救急医療支援に従事していたとしても、実経費金額は補助金支給額上限額を下回っていなかった。結果として補助金の過大支給はなかったが、今後は人件費についても金額の算定根拠の詳細な確認をすることが望ましい。

5 福祉部 生活福祉課

(1) 就学支援事業

ア 査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】

査察指導員による査察指導について、市では査察指導員による審査又は助言指導の手續は実施しているとのことであるが、ケース記録の中には査察指導の日時・査察者・指導事項等が記載された査察指導記録が残されていないものが見受けられ、適時適切に査察が行われていたのか確認ができない状態にあった。

したがって、就学支援及びそのケース記録に対する査察指導を適時適切に行い、査察指導記録を保管するとともに、査察指導が網羅的に実施されるよう、必要に応じてシステムの通知機能の設定等を含めて、査察指導記録の方針を定め、継続的に運用することが望まれる。

イ 高校中退防止施策に対する評価指標の設定【意見】

事業内容として掲げている施策に対して、その実施結果の評価及び計画見直しにつなげるためには、目標の設定により施策の効果を測ることが必要であると考えらる。なお、中退者ゼロを目標にすると、目標を達成できないと見込まれることへの対処として、中退者ありきの目標設定は好ましくはないものの、現実的には中退者発生をゼロにすることが困難であることを考慮すると、厚生労働省が発表している生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率（注1）、又は文部科学省が発表している全世帯の高等学校等中退率（注2）等を参考に、市としての合理的な目標を設定することで、施策に対する評価体制を構築することが望まれる。

（注1）生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率は、厚生労働省社会・援護局保護課による調査に基づく指標数値で、「平成29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」に掲載された平成29年4月1日現在実績（生活保護世帯に属し平成28年4月1日時点で高等学校等に在籍していた者のうち平成29年3月末までの間に中退した者の割合）は4.1%である。

（注2）全世帯の高等学校等中退率は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課による調査に基づく指標数値で、「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」に掲載された平成29年度実績は1.3%である。

6 福祉部 障がい福祉課

(1) 在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業

ア 委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】

平成29年度における委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告を受けていなかった。「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」に記載された事項は、市が実施主体となる事業の一環として、その作業従事者の適切な把握管理及び利用者の個人情報保護のために必要な手続が定められているものである。したがって、事業の実施主体である市がその手続の遵守状況を確認することにより、事業運営が適切に行われるよう管理することが必要である。

イ 業者選定理由の根拠となる情報の入手【意見】

例えば、委託事業者から実施報告を受ける際、利用者と直接接触する機会のある委託事業者が把握している利用者ニーズ及びそれに対する対応方針についてヒアリングを行う等、業者選定理由の根拠となるような情報を入手し業者選定に利用することが望まれる。

ウ 委託事業者に対して支払う委託料（契約単価）の妥当性【意見】

当事業の一時保護業務において、市が委託事業者に支払う委託料は、時間当たりの契約単価及び担当した従業員の所要勤務時間数に基づいて計算されている。しかし、この契約単価は過年度から継続的に適用されているものであり年度ごとの見直しは行われておらず、その金額的根拠も明確に保持されているものではないため、契約単価の妥当性に対する説明が困難な状態であった。

そこで、年度ごとの契約締結時において委託料の契約単価の見直しを行い、その支出すべき金額の適正性を確保し、委託業務に係る支出面での効率性を保持することが望まれる。

エ 委託事業者に対して支払う委託料（勤務時間数）の妥当性【意見】

平成29年度において、委託事業者の一つであるA法人からは、「一時保護日誌」について市への網羅的な提出が行われておらず、市において委託事業者から提出された「一時保護事業実績報告書」に記載された時間数の適正性に関する検証が行われていない状況であった。

このため、委託事業者からの委託料請求に対して、網羅的に「一時保護日誌」の提出を受けるとともに、請求時間数を「一時保護日誌」に基づき検証することにより、委託料として支出すべき金額の適正性を確保して、委託業務に係る支出面での正当性を保持することが望まれる。

7 保健部 地域保健課

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

8 都市整備部 公園緑地整備課及び公園緑地管理課

(1) ちびっこ広場・ふれあい広場の整備

ア 公園施設設備点検における取りまとめ資料の見直し【意見】

平成29年度に実施した定期点検結果に係る「定期点検一覧表」を閲覧したところ、総合判定がC又はD（修繕又は破棄更新が必要）となっている公園施設について、保守内容がほとんど記載されていなかった。

総合判定がC又はDとなった公園施設については適切な対応が必要となる。関係部課へのヒアリングや公園施設の個別の点検結果を拝見し、立入禁止のテープを張るなど適切な対応はなされていることは確認できた。

「定期点検一覧表」の保守内容の記載状況のみを見ると適切な対応がなされていないと誤解されるおそれがあるため、「定期点検一覧表」の記載方法を見直すことが望まれる。

イ 総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】

定期点検の結果、D判定となった公園施設のうち、対応を行わなかったものについて理由を確認したところ、緊急的な修繕を要しないため、経過を観察しつつ順次修繕すべきか検討をしているとの回答を得た。委託業務の判定基準の定義では、緊急な補修が必要なものとされているが、定期点検における判定結果に対し、庁内で再検証するため、判定結果が変更されることがある。庁内で再検証を行った結果、喫緊に対応が必要なものについては対応を行ったものの、対応を行わなかった公園施設についての判断過程が残っていないため、当時の判断が不明瞭である。よって、判定結果を変更する判断がなされたのであれば、その判断過程を文書形式で残すことが望まれる。

ウ 総合判定結果がCとなった公園施設のうち補修等を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】

仕様書によると、総合判定でCとなるものは、遊具では、「使用不可、場合により使用可」となるもの、その他公園施設では、「全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの」と定義付けられている。今回、C判定となったものについて、担当者に対応状況を確認したところ、補修等を行ったものはなく、その理由として緊急的な修繕を要しないため、経過を観察しつつ順次修繕すべきか検討をして

いるとの回答を得た。

判定基準の定義では、遊具の場合、状況によっては使用不可と判断されるものも存在する。よって、C判定のものについては、使用可や緊急での補修不要と判断した過程を文書形式で残すことが望まれる。

9 都市整備部 公園緑地管理課

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

10 教育委員会 学校教育部 学校教育課及び青少年相談センター

(1) 特別支援教育連携協議会の開催

ア 効果測定のための指標に係る目標設定【意見】

特別支援教育連携協議会に関しては、その開催要綱第8条に則り、会議録が作成保管されている一方で、後者の推進委員会に関しては、会議録の作成保管がなされておらず、会議録の作成保管についてはその設置要綱においても定められていない。時間と労力を割いて開催している推進委員会であるにもかかわらず、その内容が記録報告される体制がとられていないことにより、活動実態が不透明となっているほか、関連部署等への情報共有及び後任への引継ぎが効率的に行えない状態になっていると考えられる。そのため、会議録の作成保管により推進委員会における成果及び検討過程等を記録報告できる体制を構築することが望まれる。

(2) 特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）

ア 「子ども総合計画掲載事項実施状況」における進捗状況記載【意見】

当事業に関して、子ども総合計画においては目標値の記載は行われていないものの平成28年度以降の「子ども総合計画掲載事業実施状況」において、目標達成が困難であることが見込まれるにもかかわらず進捗状況としてA判定が下されており、実績に基づく判断と矛盾した評価結果となっているため、評価の判定方法についての見直しが望まれる。また、事業の進捗管理の観点から、総合計画を策定した当初と前提条件が異なっていることを勘案すると、目標値の見直し要否の判断を適時に行い、目標値の設定を適正な水準とすることが望まれる。

(3) 特別支援学級の学校間交流の推進

ア 学校間交流タクシーの利用希望校に対する交付金額決定方法に係る要綱の未作成【指摘】

学校間交流タクシーの交付金額の決定方法について、公平性を担保するために手順を定め、透明性を確保するためにその決定過程を議事録等により記録することが必要である。また、現在、当事業に関する必要事項は、複数の書類にわた

って示されているため、交付金額の決定に係る手順の整理を含め、必要事項を網羅的に整理した要綱を策定することで、事務手続の明瞭性及び普遍性を担保できる体制を構築することが必要である。

イ 学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】

平成30年度において、各利用希望校からの申請金額が合計で事業予算を超過したため、学校間交流タクシー1台当たりの交付金額に一律で上限を指定する等の方法をとった結果、利用希望校の一部は申請金額から減額された金額にて交付決定されていた。しかし、この平成30年度における例外的な決定方法の検討は、青少年相談センターにおける口頭での打合せにより行われたのみであり、その検討過程について議事録又はメモ等による確認はとれなかった。

したがって、学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額が合計で事業予算を超過した場合における交付金額の決定方法等について、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその決定過程又は決定方法の検討過程を議事録等により記録することが必要である。

ウ 学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】

学校間交流タクシーを利用した学校（以下「利用校」という。）において、実際に学校間交流タクシーを利用した結果、タクシー会社からの請求金額が事前に決定された当該利用校に対する交付金額を超過した場合、現在の運用としては、事前に交付決定された金額を上回る請求金額に基づいて、市指定様式の「請求書」を作成し、青少年相談センターへ提出することとされている。青少年相談センターにおいては、事業予算に照らして追加で交付が可能であることを確認したうえで「請求書」を基に支払を実行しているが、対象となった利用校に対して、事前に決定された交付金額を超過したことに関する理由報告の提出等は要求しておらず、理由報告の提出等は受けていない。

したがって、学校間交流タクシーに係る請求金額が、各利用校に対して事前に決定された交付金額を上回る場合の対応方法等について、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその対応過程又は対応方法の検討過程を議事録等により記録することが必要である。

エ 学校間交流タクシーに係る請求内容に関する証憑の確認不足【指摘】

市は利用校から提出された請求書に基づいて出金を行っているのみであり、開催された学校間交流の実施報告等の提出を受けていないため、請求内容に対する実際

の学校間交流の開催実績との照合確認等、請求内容が実際に開催された学校間交流に基づく妥当なものであるかどうか、検証が行われていない状況である。

したがって、事後的に学校間交流の実施報告等を各利用校から受け取り、事前の学校間交流計画書との照合及びタクシー会社の請求書との照合等を行うことにより、請求内容が適正であることを検証したうえでタクシー会社への支払を実行する必要がある。

オ 「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度予定欄の不適切な記載【指摘】

「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄は、単純に市内の小学校及び中学校の各合計数が記載されている。これに対して、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の当年度実績欄及び平成31年度目標値欄に示されている指標は、学校間交流タクシーの利用校数が記載されている。

その結果、翌年度計画実施内容（予定）欄に記載された数値についても、翌年度における学校間交流タクシーの利用校数の見込みが記載されていると誤って理解される可能性がある。その理解に基づき、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄を見ると、実際の翌年度見込みとしては目標値の達成は見込まれていないものの、翌年度において平成31年度目標値が達成されることが見込まれているとの誤った解釈をし得る状態である。

したがって、現状の表記は、意図的なものではなくとも、結果的に読み手に誤解を与える可能性が高い表記となっているため、当事業の進捗状況について読み手が的確に把握できるように、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄における記載方法を見直し、読み手が誤解を招かないような表記を行う必要がある。

(4) 親と子の電話相談「はあとラインとよた」

ア 利用されていない実施要領の廃止【意見】

当事業に関して定めた文書として、当初は、「電話相談 はあとラインとよた」実施要領（以下「実施要領」という。）が作成され、その後「はあとラインとよた」運営手引（以下「運営手引」という。）が作成され、現在は両者が併存している。このうち現在、実務で使用しているのは運営手引であり、実施要領は使われていない。利用されていない実施要領は廃止することが望まれる。

イ 利用状況の広報【意見】

青少年相談センターの内部管理用に取りまとめられた月次資料「はあとラインとよた利用状況」においては、相談内容又は利用者に係る、分類別の月別実績件数等の統計情報も整理されている。そこで、月次資料において整理された統計情報のよ

うに、これまでは非公開とされていた情報についても可能なものは広報することにより、相談できる内容や対象者のイメージを湧かせることができるため、相談を躊躇^{ちゅうちよ}している潜在的な利用者にとってのハードルを少しでも軽減又は解消させる効果が見込まれると考えられる。したがって、当事業の目的を達成し、支援が必要な市民にサービスを提供できるようにするため、利用状況の広報等の見直しを行うことで、より相談しやすい環境作りへの検討を一層進めることが望まれる。

1 1 子ども総合計画

(1) 子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指摘】

P D C Aサイクルに基づく計画の推進のためには、計画の進捗状況を適切に把握することが必要である。そのため、進捗状況の判断については、所管課の判断に任せるのみでなく、取りまとめを行う次世代育成課が進捗状況の判断根拠を横断的に確認することが必要である。

(2) 計画数値の中間見直しの必要性【指摘】

子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、平成27年度及び平成28年度時点で平成31年度目標指標を達成した事業があつたにもかかわらず、平成29年度に計画数値の中間見直しを行い、目標値を再設定した事業は見受けられなかった。

平成27年度又は平成28年度の時点で、目標指標を大きく上回っていた事業については、計画数値の中間見直しの検討を行い、必要に応じて目標値を再設定すべきである。

(3) 事業の実施状況に記載する指標【指摘】

市は毎年、子ども総合計画に掲載されている事業の実施状況を把握し、ホームページにて公表している。

平成29年度の子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、実績の欄に、子ども総合計画で設定された平成31年度目標指標とは異なる指標に関する実績が記載されている事業が見受けられた。

目標指標と実績指標が異なると、事業の進捗状況を客観的に判断することは困難である。そのため、子ども総合計画で、目標指標を設定している事業の実施状況については、目標指標と同じ指標の現状値を記載し、進捗状況を客観的に判断できるようにすべきである。

1 2 システム管理

(1) パスワードの管理

ア パスワードの定期的な変更の実施【指摘】

児童家庭相談システム及び母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でパスワードの適切な管理を求められているシステムである。

対象としたシステムはパッケージ製品を利用しており、自由に仕様変更できるものではないので、製品によっては求められる機能を持っていないという状況自体は想定できる。

しかし、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」が不正アクセスの対策として適切な管理を求めているという趣旨を勘案した運用が必要である。

不正アクセスを防ぐために、推測困難な十分複雑なパスワードが設定されるように制限し、システム機能的な制限が十分に実施できない場合は特に、定期的なパスワード変更を確実に実施するべきである。

(2) アクセス記録の取得や保管と定期的な確認

ア 児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】

児童家庭相談システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でアクセス記録の取得や保管と定期的な確認を求められているシステムである。

児童家庭相談システムのアクセス記録について、適切な頻度を設定し、定期的な確認を実施すべきである。また、アクセス記録は90日後にシステムから閲覧できなくなるため、システムから出力して少なくとも1年間は保管しておく必要がある。

イ 母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】

母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でアクセス記録の取得や保管と定期的な確認を求められているシステムである。

母子父子寡婦貸付金システムのようにパッケージ製品を利用する場合、製品によっては求められる機能のために追加費用が必要となることや、費用対効果の面でその機能を利用しないという選択をとること自体は想定できる。

しかし、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」が不正アクセスの対策として適切な管理を求めているという趣旨を勘案した機能設計や運用が必

要である。

母子父子寡婦貸付金システムは、個人情報その他機微な情報を扱い、また、外部委託先にIDの設定や年次パスワードの変更といった作業の実施を依頼していることを考慮すると、アクセス記録を取得し閲覧できるように機能追加をし、定期的を確認することで、不正なアクセスを発見できるよう、また、牽制^{けんせい}によって間接的に防止できるようにすべきである。

(3) 「個別実施手順」の策定

ア 「個別実施手順」の策定【指摘】

児童家庭相談システム及び母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」で「個別実施手順」の策定対象とされているシステムであるため、策定する必要がある。

対象としたシステムの導入以降、システム管理担当者が代々手順を引き継ぐことで、実際の問題は発生していないが、前述したように、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」の基準に部分的に適合していない状況であるため、「個別実施手順」を形式的に策定するだけでなく、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」のいう情報資産に関する脅威に対する対策を個別に策定し、継続的に実施できるようにすべきである。

また、情報セキュリティ対策の策定には、情報システムの技術面・運用面の知識、情報システムが内包する一般的なリスクや一般的なセキュリティ侵害のシナリオを理解していることが前提となる。

「個別実施手順」は情報セキュリティ責任者が作成し、情報セキュリティ対策事務局長のチェックや承認を受けるルールとなっている。対象としたシステムの情報セキュリティ責任者は子ども家庭課長であり、情報セキュリティ対策事務局長は情報システム課長である。

この「個別実施手順」の作成プロセスを適時に実施し、市の情報システム部門である情報システム課のサポートを受けながら適切な情報セキュリティ対策を策定し、情報システムの安全性の維持向上につなげるべきである。